

# 小口輸入と関税

関税は国税の一種で、通常「輸入品に課せられる税」のことです。小口輸入であっても無関係ではありません。

- ・いつ、どこで、誰が払うのか
  - ・何を基準にして決められるのか
  - ・輸入品にはすべて関税がかかるのか
  - ・自分が輸入する貨物（商品）の関税率を知りたい・・・
- ミプロには日頃からこのようなお問い合わせが数多く寄せられています。

そこで、小口輸入ビジネスを始める際に知っておいたほうがよい関税の基本的な制度についてわかりやすくご説明します。





# 初めに小口輸入で必要となる 関税の概要から説明しましょう。

## ■いつ払うのか

海外から日本へ貨物（商品）が到着し、通関手続きの最後の段階で支払います。輸入申告書が納税申告書を兼ねていますので、輸入申告の際に併せて納税申告も行うこととなります。貨物（商品）を輸入する日（輸入許可の日）までに納付します。

## ■どこで払うのか

通関手続きを行う日本の税関に納付します。

## ■誰が払うのか

輸入者（通常はインボイス（Invoice）に記載されている荷受人）が支払います。\*

※契約により輸入者負担とならない場合も、輸入申告時に輸入者側で支払を行う必要があります。

実務においては通関業者が通関手続きを代行した場合、その通関業者が立替払いを行い、後に輸入者に請求することが一般的です。

ちなみに関税の目的・機能は、国内産業の保護です。輸入した貨物（商品）に関税が課せられると、その分コストが増加して国内販売価格が高くなり、国産品に対して競争力が低下するからです。

## ■関税の算定方法

税額を算定するときの基礎となるものを**課税標準**といいます。関税は輸入申告時の貨物（商品）の価格を課税標準とするもの（従価税）が大部分\*で、通常は下記のとおりです。

※数量を課税標準とする従量税や、混合税の貨物（商品）もあります。

**貨物代金（Cost） + 保険料（Insurance） + 運賃（Freight）を合計した CIF 価格**

また、原則として、関税と同時に、**CIF 価格と関税額の合計**に対して、消費税 10%\*（2020 年 12 月現在）が課税されます。関税および消費税は日本円で納付しなければなりません。

※消費税は、国税の消費税 7.8% と地方消費税 2.2% の合計額をさします。

ただし、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率 8%（国税の消費税 6.24% と地方消費税 1.76% の合計額）が適用されます。

外国通貨によって表示された価格の換算は、輸入申告日における税関長が公示する外国為替相場によって行なうことが決められています。下記税関ホームページで価格の換算に用いる外国為替相場が毎週公開されています。

<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

関税率の決定方法のイメージは、輸入貨物（商品）の種類を横軸とし、その原産地（国）\*を縦軸として、クロスした箇所と考えてみてください。関税率が決まるまでの流れは、以下の通りです。

※原産地については P5 をご参照ください。



# 輸入貨物（商品）が各品目の どこに分類されるかを決定します。

## ■関税の分類

日本の関税率表は、「HS 条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいています。この HS 条約の附属書は「HS 品目表」と呼ばれており、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表です。日本の関税率表は、HS 品目表を必要に応じて、更に細分して作られています。

輸入貨物（商品）の分類は、この関税率表に基づいて行われ、類、項、号及び関税率表上の細分というように大分類から小分類へと体系的に行われます。

輸入貨物（商品）を関税率表の該当する箇所に当てはめる作業を**関税分類**、または **HS 分類**と呼び、分類した箇所の HS 番号及び関税率表上の細分番号を**税表番号**と呼びます。また、単に**税番**と呼ぶこともあります。

なお、HS 品目表の項に付けられた 4 桁の番号又は号に付けられた 6 桁の番号を **HS 番号**と呼ぶこともあります。

たとえば、洋服用の貝製のボタンを輸入する場合、関税分類は下記のようになります。

第 20 部	部（最も大きな分類の区分）
96 類	類（2 桁）
9606	項（4 桁）
9606.29	号（6 桁）
9606.29-010	

図表1. 実行関税率表 (抜粋)

第20部 雑品  
第96類 雑品

[https://www.customs.go.jp/tariff/2020\\_10/deta/j\\_96.htm](https://www.customs.go.jp/tariff/2020_10/deta/j_96.htm)

統計番号 Statistical code 番号 HS code	品名 Description	関税率 Tariff rate				関税率 Tariff rate				単位 Unit		他法令 Law	
		基本 General	暫定 emporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	モンゴル Mongolia	日本 貿易協定		I
96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）												
9601.10	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品												
	1 ぞうげ製のもの	6%		5%	無税				無税				KG
	2 その他のもの	4.6%		3.9%	無税				無税				KG
9601.90	その他のもの												
	1 べつこう又はさんごの加工品及び製品	4.1%		(4.1%)	無税				無税				KG
	2 その他のもの	無税		(無税)	無税				無税				KG
96.02													
	植物性又は動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないセラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のセラチンを除く。）及び硬化させてないセラチンの製品												
	1 セラチンカプセル	3%		2.5%	無税				無税				KG
	2 その他のもの	4.6%		3.9%	無税				無税				KG
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラー・スクイージーを除く。）												
9603.10	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するが有しないかを問わない。）	3%		2.5%	無税				無税				NO
													KG
9603.40	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第9603.30号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー												
9603.50	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）												
9606.29	その他のもの												
	1 貝殻製のもの	3.9%		3.3%	無税				無税				KG
	2 その他のもの	6.4%		5.3%	無税				無税				KG
9606.30	ボタンの部分品（ボタン・モールドを含む。）及びボタンのアランク	無税		(無税)	無税				無税				KG
96.07													
	スライドファスナー及びその部分品												
	スライドファスナー												
9607.11	早金属製の務菌を取り付けたもの	3.4%		2.8%	無税				無税				KG
9607.19	その他のもの	3.4%		2.8%	無税				無税				KG
9607.20	部分品	3.4%		2.8%	無税				無税				



# 原産地（国）ごとに適用される 税率を決定します。

## ■原産地（国）とは

輸入相手国イコール原産地（国）とは限りません。複数の国にわたって生産が行われるようなケースも多く、そのうちどの国が原産地（国）をなるかによって税率が異なります。そこで、「原産地規則」により原産地（国）を決定することになります。

原産地を決定する基本的考え方は下記の通りです。

- ・ **完全生産品** …… その生産が1か国で完結している産品
- ・ **実質的変更基準を満たす産品** …… 第三国の材料を使用し生産した場合であっても、最終産品が元の材料から大きく変化している場合

原産地規則の詳細につきましては、下記税関 HP をご参照ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

## ■関税率の種類

日本の関税率を大別すれば、法律に基づいて定められている税率と条約に基づいて定められている税率とに分けられます。前者を国定税率といい、「関税定率法」と「関税暫定措置法」により定められています。

### 国定税率

- 基本税率** …… 関税定率法に定められている基準になる税率
- 暫定税率** …… 内外の経済状況を反映して基本税率を修正した税率
- 特惠税率** …… 開発途上国からの輸入品に対して適用される税率

### 日本の関税制度は下記の3つの法律で定められています。

#### 基本法

**「関税法」** …… 関税の確定、納付、徴収及び還付、輸出入通関手続等について定めています。

**「関税定率法」** …… 事情に変更のない限り長期的に適用される基本的な税率（基本税率）が定められており個々の品目の関税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免制度等について定めています。

#### 特別法

**「関税暫定措置法」** …… 一時的に基本税率によりがたい事情がある場合に、一定期間基本税率に代わって適用される暫定的な税率（暫定税率）が定められており、常に基本税率に優先して適用されます。開発途上国・地域からの輸入品に対して適用される税率（特惠税率）も定められています。特惠税率は、経済が開発の途上にあり、特惠関税の供与を希望し、わが国が適当であると認めた国・地域に対して適用される税率であり、最恵国待遇の例外として、実行税率（国定税率（特惠税率を除く。）と協定税率のいずれか低い税率）よりも低く設定されています。上記基本法の暫定的特例を規定していて、産業、経済事情に応じて改正されます。



特恵関税の適用を受けられる国・地域は、2020年4月1日現在128か国・5地域が指定されており、そのうち国連が指定するLDC (Least Developed Countries) 後発開発途上国46カ国には、より一層の優遇である特別特恵関税が適用されます。

詳細は下記税関HPをご参照ください。なお、特恵税率の適用には原産地証明書が必要ですが、1申告の課税価格の総額が20万円以下の貨物（商品）については不要となります。

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504_jr.htm)

条約に基づいて定められている税率（協定税率）は次の通りです。

## 協定税率

**WTO 協定税率** …………… WTO加盟国等に適用される税率

**経済連携協定に基づく税率** …………… 経済連携協定（EPA）を締結している相手国からの商品のみを対象とした税率

WTO（世界貿易機関）は国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の国際機関で、2016年7月現在、164ヶ国・地域が参加しています。WTOの目的は、モノ・サービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の貿易紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉（通常「ラウンド」と呼ばれます）を開催することです。

詳細は下記外務省HPをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/gaiyo.html>

関税率は基本的には貨物が適用条件を満たしている税率のうち、より低い税率が適用されます。

輸入貨物（商品）の原産地（国）を下記の順でチェックします。

- ① 後発開発途上国（LDC）かどうか。
- ② EPA 締結国かどうか。
- ③ 一般特恵対象国かどうか。
- ④ WTO 加盟国かどうか。

関税率の適用の順番は、原則として下記の矢印の通りです。

特別特恵（LDC）税率  
EPA 税率  
一般特恵税率  
WTO 協定税率  
暫定税率  
基本税率



ただし、基本税率や暫定税率が協定税率より低いまたは同じである品目の場合は、基本税率および暫定税率が適用されます。

## EPA とは

広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定です。EPA では、原産地等の条件を満たすことにより、国定税率及び WTO 協定税率に優先して一般的に低く設定されている税率が適用されます。なお、EPA 税率の適用には原産地証明書等が必要ですが、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の貨物（商品）については不要となります。

**FTA**：Free Trade Agreement（自由貿易協定）特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

**EPA**：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定

詳細は下記外務省 HP をご参照ください

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

### 日本の EPA・FTA 等の現状 (2020 年 11 月現在)

#### ●発効済・署名済 ▶ 21

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、日 EU・EPA、米国、英国（署名済）、RCEP（署名済）

#### ●交渉中 ▶ 3

トルコ、コロンビア、日中韓

#### ○その他（交渉中断中）

GCC、韓国、カナダ



図表 2 日本の EPA・FTA 等の現状

外務省 HP より



# 小口輸入に関わりの深い制度 についてご説明します。

## ■少額物品の免税制度

課税価格の合計額が1万円以下の物品の輸入については、関税及び消費税が免税とされます。

- ・ただし、酒税及びたばこ税・たばこ特別税は免税になりません。
- ・また、個人的使用のためのギフトである場合を除き、次の物品は対象になりません。  
革製のカバン、ハンドバッグ、手袋等、編物製衣類（Tシャツ、セーター等）、スキー靴、革靴及び本底が革製の履物類等

「課税価格の合計額が1万円以下の物品」とは

(1) 1申告に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの

ただし、1インボイスに係る貨物を分割して申告した場合には、そのインボイスに記載されたすべての貨物の課税価格を合計したものになります。

(2) 郵便物については、1つの梱包に包装された輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの

ただし、同一差出人から同一宛人に、同一時期に分散して郵送されたもの等（例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの）は、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものになります。

### 個人輸入の場合

消費者が個人的使用の目的で輸入する貨物（個人輸入）の課税価格は、海外小売価格に0.6を掛けた金額として算出されます。

## ■少額貨物の簡易税率

課税価格の合計額が20万円以下の一般輸入貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便物に対し、税関の決定（賦課課税方式）により適用される税率です。計算しやすいように一般税率に比べ簡単な7区分の税率表になっています。なお、この簡易税率には消費税は含まれていませんので、輸入する際にはこのほかに消費税がかかります。

また、輸入者が輸入貨物全部について簡易税率によらないことを希望した場合には、一般税率が適用されます。その場合、輸入者が税関に輸入申告を行うことが前提となります。（申告納税方式）

なお、この簡易税率は、携帯品及び別送品、関税が無税または免税になるもの、国内産業への影響を考慮し簡易税率の適用が適当でないとされた物品には適用されません。



図表3 「少額輸入貨物に対する簡易税率表」

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
1	アルコール飲料 (1) ワイン (2) しょうちゅう等の蒸留酒 (3) ワインクーラー、清酒、りんご酒等	¥70/L ¥20/L ¥30/L
2	(1) トマトケチャップその他のトマトソース及びアイスクリームその他の氷菓 (2) なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキン）及び毛皮製衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	20%
3	(1) コーヒー及び茶（紅茶を除く。） (2) ゼラチン及びにかわ (3) なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキンを除く）	15%
4	(1) 動物（生きているものに限る。）肉及び食用のくす肉 魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 (2) 食用の野菜、根及び塊茎 (3) 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 (4) しょうが（一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） (5) 食用の海草その他の藻類 (6) 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 糖類及び砂糖菓子 ココア及びその調製品 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 (7) 各種の調製食料品 (8) くえん酸等 (9) 竹製のくし (10) わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 (11) 絹織物 (12) その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 (13) メリヤス編物及びクロセ編物 (14) 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	10%
5	(1) 生きている樹木その他の植物及びびりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 (2) 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (3) 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 (4) 有機化学品（くえん酸等を除く。） (5) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 (6) 各種の化学工業生産品 (7) プラスチック及びその製品 (8) 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 (9) 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 (10) 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 (11) ガラス及びその製品（ガラス製のビーズ等を除く。） (12) 銅及びその製品 ニッケル及びその製品 アルミニウム及びその製品 (13) 鉛及びその製品 (14) 亜鉛及びその製品 (15) 卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 各種の卑金属製品 (16) 家具、寝具、マットレス等 (17) がん具、遊戯用具及び運道具並びにこれらの部分品及び附属品	3%
6	(1) 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） (2) 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント (3) 医療用ジェル (4) ゴム及びその製品 (5) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (6) 陶磁製品 (7) 鉄鋼 (8) 鉄鋼製品 (9) すず及びその製品	無税
7	前各号に掲げる品目以外のもの	5%

税関 HP より

図表4 「少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物」

主な品目例	
(1) ミルク、クリーム等	(12) 石油
(2) 雑豆	(13) メントール
(3) 穀物	(14) 原皮・革
(4) 穀粉等	(15) 革製品
(5) 落花生及びこんにゃく芋	(16) 繭・生糸
(6) 豚肉及び牛肉の調製品	(17) ニット製衣類
(7) ココア調製品	(18) 履物
(8) 穀粉・穀物の調製品	(19) 身辺用模造細貨類（卑金属製以外）
(9) 調製食料品	(20) 革製の携帯用時計バンド
(10) たばこ	(21) 革製の腰掛けの部分品
(11) 精製塩	

税関 HP より

## ■携帯品に対する簡易税率

海外に買付けに行き、手荷物で商品やサンプルを持ち帰る場合に適用される税率として、「携帯品の簡易税率」があります。

図表5 「携帯品の簡易税率」

品目	税率
1. 酒 類	
(1) ウイスキー、ブランデー	800 円/ℓ
(2) ラム、ジン、ウォッカ	500 円/ℓ
(3) リキュール	400 円/ℓ
(4) 焼酎	300 円/ℓ
(5) その他のもの（ワイン、ビール等）	200 円/ℓ
2. その他の物品（関税が無税のものを除く）	15%
紙巻たばこ（たばこ税及びたばこ特別税）	1 本につき 14 円

関税と消費税を合わせた税率です。  
税関 HP より

ただし、次の物品は対象になりません。

- 1 個（組）の課税価格が 10 万円を超えるもの
- 食用ののり、パイナップル製品、こんにゃく芋、米、紙巻たばこ以外のたばこ、猟銃

関税が無税の商品については、消費税がかかります。

上記の「携帯品の簡易税率」によりますと、酒類以外の物品（関税が無税のものを除く）は一律で税率 15% です。一般税率のほうが低い場合も多いので、注意が必要です。輸入者の希望により一般の税率を適用することも可能ですが、輸入貨物（商品）のすべてに対してどちらか一方を選択することになります。

海外旅行者の携帯品や別送品には免税範囲がありますが、個人的に使用すると認められるものに限られ、商業貨物には適用されません。



# 関税を正確に知るには

## ■関税分類の事前教示制度

小口輸入ビジネスのコストを正確に見積もるためには、実際に輸入する前にその貨物（商品）の関税率を把握しておくことが大切です。そのためには、この「事前教示制度」の利用をお勧めします。これは、輸入者やその関係者が、輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分及び関税率等について税関に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。この制度を利用すれば原価計算の確実性を高めることが可能となり、また、輸入通関をよりスムーズに行うことができるなどの利点があります。

事前教示は、原則として文書により照会を行い、税関から文書で回答を受けます。文書による事前教示の場合及びEメールによる事前教示のうち一定の条件を満たす場合、回答書を輸入申告の際に添付すれば、その内容は審査において尊重されます。照会は、口頭（電話や税関の窓口での照会）やEメールでも行うことができますが、輸入申告の審査の際に参考情報をして扱われるだけで、尊重されるものではありません。

詳細は下記、税関 HP をご参照ください。

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1202\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1202_jr.htm)

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1205\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1205_jr.htm)

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/e-jizen.htm>

なお、事前教示回答書の有効期間は3年間です。

関税に関しては上記以外にもいろいろな制度があります。お問い合わせ先として税関相談官制度がありますのでご紹介いたします。

図表6 税関相談官一覧

税関名	官署名	電話番号	住所
函館税関	業務部税関相談官	0138-40-4261	〒040-8561 北海道函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎内
	札幌税関支署	011-231-1443	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 札幌第2合同庁舎内
東京税関	業務部税関相談官室	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内
	羽田税関支署 (旅客担当)	050-5533-6962	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 C I Q棟内
	羽田税関支署 (貨物担当)	050-5533-6988	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-3 貨物合同庁舎内
	成田税関支署 (旅客担当)	0476-34-2128～9	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田第2旅客ターミナルビル内
	成田航空貨物出張所 (貨物担当)	0476-32-6020	〒282-8603 千葉県成田市駒井野 字天並野 2159
	東京外郵出張所	03-5665-3755	〒136-0075 東京都江東区新砂 3-5-14 日本郵便株式会社東京国際郵便局 3F
	大井出張所	03-3790-6803	〒143-0001 東京都大田区東海 4-1-10

税関名	官署名	電話番号	住所
横浜税関	業務部税関相談官室	045-212-6000	〒 231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 279-1
	本牧埠頭出張所	045-625-5037	〒 231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭 2
	川崎外郵出張所	044-270-5780	〒 219-8799 神奈川県川崎市川崎区東扇島 88 日本郵便株式会社川崎東郵便局 5F
名古屋税関	業務部税関相談官室	052-654-4100	〒 455-8535 愛知県名古屋市中区入船 2-3-12
	中部空港税関支署	0569-38-7600	〒 479-8708 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部空港合同庁舎内
	中部外郵出張所	0569-38-1524	〒 479-0199 愛知県常滑市セントレア 3-13-2 日本郵便株式会社中部国際郵便局内
大阪税関	業務部税関相談官室	06-6576-3001	〒 552-0021 大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎内
	関西空港税関支署	072-455-1600	〒 549-0021 大阪府泉南市泉州空港南 1 関西空港地方合同庁舎内
	南港出張所	06-6614-5345	〒 559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東 7-1-41
	大阪外郵出張所	072-455-1850	〒 549-8799 大阪府泉南市泉州空港南 1 日本郵便株式会社大阪国際郵便局内 3F
神戸税関	業務部税関相談官室	078-333-3100	〒 650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町 12-1
門司税関	業務部税関相談官	050-3530-8372	〒 801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内
	博多税関支署	092-263-8235	〒 812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎内
	福岡空港税関支署	092-477-0101	〒 812-0005 福岡県福岡市博多区大字上臼井 606 福岡空港合同庁舎内
	福岡外郵出張所	092-663-6260	〒 811-8799 福岡県福岡市東区蒲田 4-13-70 日本郵便株式会社新福岡郵便局内
長崎税関	業務部税関相談官	095-828-8619	〒 850-0862 長崎県長崎市出島町 1-36
沖縄地区税関	税関相談官	098-863-0099	〒 900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

税関 HP より

## 貿易・起業に関するお問い合わせ先

### 貿易・起業相談専用

TEL:03-3989-5151 FAX:03-3590-7585 相談時間：平日 午前10時30分～午後4時30分

本資料は（一財）貿易・産業協力振興財団 2020 年度振興事業費助成を受けて作成したものです。

#### 発行

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3 ワールドインポートマートビル 6階